

甲府市空き家改修助成金

申請の手引き



— ページ —

- 概要
 - 1 対象区域 P.1
 - 2 助成内容 P.1
 - 3 資格要件 P.2
- 各種申請の流れと提出資料
 - 1 当初申請 P.4
 - 2 変更申請 P.6
 - 3 助成金の請求 P.7
 - 4 改修の対象工事と対象外工事の例 P.8

お問合せ先

甲府市まちづくり部 空き家対策課 TEL055-237-5350

1 対象区域

項目	内容
区域	<p>○<u>まちなかエリア</u>が対象となります。(別紙エリア図を参照)</p> <p>※まちなかエリア:<u>相生、春日、朝日、穴切及び富士川、新紺屋、湯田、伊勢、東地区の一部</u></p>

2 助成内容

項目	内容
対象者	<p>○<u>空き家の購入者</u></p> <p>○<u>空き家の賃貸人（オーナー）</u></p>
助成対象工事	○ <u>市内施工業者が行う改修工事</u> で、助成の対象が <u>10万円以上の工事</u>
助成額	<p>○<u>空き家の購入者</u> 助成対象経費の1/3以内で上限額30万円を助成します。 <u>子育て世帯・新婚世帯の場合、上限額50万円を助成します。</u></p> <p>・<u>子育て世帯</u>:中学生以下の子ども、または妊娠している者がいる世帯 ・<u>新婚世帯</u>:婚姻届を提出した後5年以内で、夫婦いずれも50歳未満の世帯</p> <p>○<u>空き家の賃貸人（オーナー）</u> 助成対象経費の1/3以内で上限額30万円を助成します。</p> <p>※千円未満の端数は切り捨てます。</p>
申請手続き	<p>○<u>改修助成金交付申請書</u>に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて申請してください。</p> <p>※<u>申請は随時受け付けます。</u> ※<u>交付決定される前に着手した工事は対象外</u>となります。</p>
支払い	○ <u>口座に振り込み</u> ます。



3 資格要件

① 空き家の購入者の場合

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年4月1日以降に、<u>空き家を居住目的で購入した方</u> ○<u>売買契約をしてから1年を経過していない方</u> ○<u>空き家の売買が2親等以内の親族との間によるものでない方</u> ○<u>空き家の所在地に住民登録がある、又は実績報告までに登録する方</u> ○<u>助成金の交付を受けてから5年以上定住する意思のある方</u>
対象空き家	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>一戸建ての住宅又は一戸建ての併用住宅</u> ※併用住宅は居住部分が1/2以上の面積であること。 ○<u>居住部分の面積が30㎡以上であること。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯全員について、下記の要件をすべて満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市税の滞納がないこと。</u> ・<u>対象者および対象空き家とも、本制度による助成を受けたことがないこと。</u> ・<u>国、県および市の他の制度による助成を受けたことがないこと。</u> (耐震改修に係る助成金を除く。)

② 空き家の賃貸人(オーナー)の場合

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年4月1日以降に、<u>空き家を居住目的で賃貸した方又は予定している者</u> ○<u>最初の賃貸借契約から1年を経過していない方</u> ○<u>空き家の賃貸が2親等以内の親族との間によるものでないこと。</u> ○<u>空き家の所有権を有する方</u>

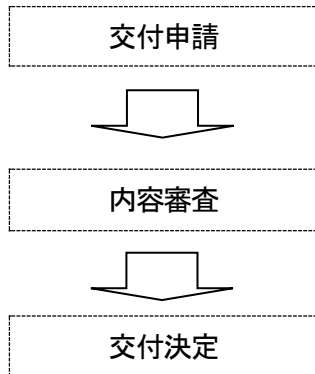
<p>対象空き家</p>	<p>○<u>一戸建ての住宅又は一戸建ての併用住宅</u></p> <p>※併用住宅は居住部分が1/2以上の面積であること。</p> <p>○<u>居住部分の面積が30㎡以上であること。</u></p>
<p>その他</p>	<p>○世帯全員について、下記の要件をすべて満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市税の滞納がないこと。</u> ・<u>対象者および対象空き家とも、本制度による助成を受けたことがないこと。</u> ・<u>国、県および市の他の制度による助成を受けたことがないこと。</u> (耐震改修に係る助成金を除く。)

各種申請の流れと提出資料

1 当初申請

① 申請の方法

【助成金交付申請～交付決定の流れ】



- 申請前に、交付要件をご確認ください。
- 交付申請書およびその他必要書類を提出してください。
- 申請書類に基づき審査します。
- 交付決定通知書を送付します。

② 申請に必要な書類

(1) 空き家の購入者の場合

項目	内容
住民票の写し	○ <u>空き家所在地の世帯全員のもの</u> で、 <u>続柄が記載</u> されているもの。 ※申請時に空き家の所在地に住民登録していない場合は、 <u>実績報告時に提出</u> してください。なお、 <u>子育て世帯である場合は、従前所在地での世帯全員の住民票が必要</u> となります。
戸籍謄抄本または婚姻受理証明書 ※新婚世帯のみ	○ <u>夫婦の記載</u> があり、 <u>婚姻日が表示</u> されているもの。
未納の無い証明	○ <u>市税に滞納が無いことが証明</u> できるもの。 ○ <u>市税を納めている方は全員必要</u> です。
誓約書	○ <u>資格要件などについて誓約</u> していただきます。
建物の登記に関する証明書	○ <u>申請時に所有権移転されていない場合は、実績報告時に提出</u> してください。

売買契約書の写し	<input type="radio"/> <u>原本のコピー</u> 1部 <input type="radio"/> <u>契約者は、申請者であること。</u>
付近見取り図	<input type="radio"/> <u>空き家の所在等、周辺の状況がわかる地図</u>
居住部分の面積が確認できる書類	<input type="radio"/> <u>平面図</u> など
工事の見積書の写し	<input type="radio"/> <u>施工業者の押印があるもの。</u> <input type="radio"/> <u>工事内容がわかる内訳が必要です。</u>
工事の予定箇所及び建物全景の写真	<input type="radio"/> <u>撮影した日付が入っている写真が必要です。</u>
その他市長が必要と認める書類	

(2) 空き家の賃貸人(オーナー)の場合

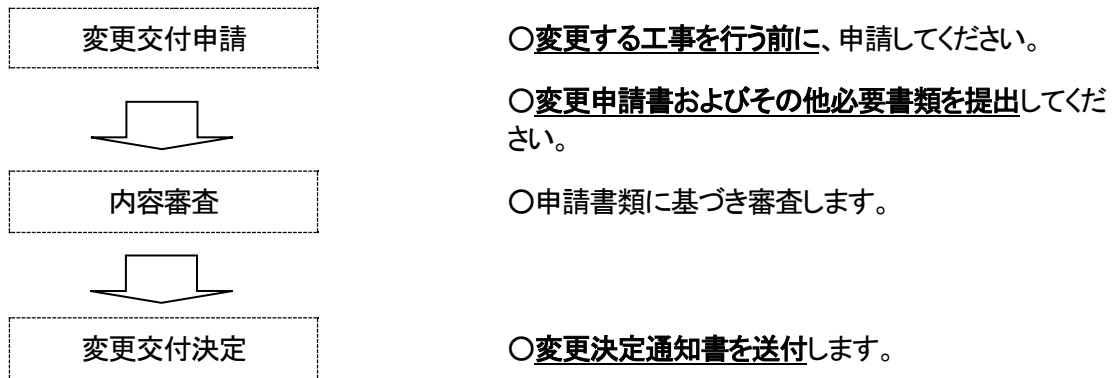
項目	内容
未納の無い証明	<input type="radio"/> <u>市税に滞納が無いことが証明</u> できるもの。 <input type="radio"/> <u>市税を納めている方は全員必要</u> です。
誓約書	<input type="radio"/> <u>資格要件などについて誓約</u> していただきます。
建物の登記に関する証明書	<input type="radio"/> <u>共有者がいる場合は、同意書</u> を添付してください。
賃貸借契約書の写し	<input type="radio"/> <u>原本のコピー</u> 1部 <input type="radio"/> <u>契約者は、申請者であること。</u> ※契約予定の場合は、添付不要です。ただし、契約に至った場合は速やかに提出すること。
付近見取り図	<input type="radio"/> <u>空き家の所在等、周辺の状況がわかる地図</u>
居住部分の面積が確認できる書類	<input type="radio"/> <u>平面図</u> など

工事の見積書の写し	○ <u>施工業者の押印があるもの</u> 。 ○ <u>工事内容がわかる内訳が必要です</u> 。
工事の予定箇所及び建物全景の写真	○ <u>撮影した日付が入っている写真が必要です</u> 。
その他市長が必要と認める書類	

2 変更申請

① 申請方法

【助成金変更申請～変更交付決定の流れ】



② 申請に必要な書類

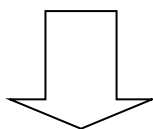
項 目	内 容
変更内容がわかる工事見積書の写し	○ <u>施工業者の押印があるもの</u> 。 ○ <u>工事内容がわかる内訳が必要です</u> 。
変更内容がわかる現況写真	○ <u>撮影した日付が入っている写真が必要です</u> 。
その他市長が必要と認める書類	

3 助成金の請求

【助成金実績報告～助成金支払の流れ】

○助成金の実績報告は、工事完了の日から30日以内、又は申請日の属する年度の3月末日までのどちらか早い時期までに手続きをしてください。

実績報告書の提出



内容審査



助成金の支払い

○助成金実績報告書を指定した期日までに提出してください。

○添付書類

- ・改修工事に係る契約書又は注文請書及び内訳書の写し
- ・施工業者の請求書及び領収書の写し
(施工業者の印のあるもの)
- ・施工前の状況と対比可能な施工中及び完了後の写真
- ・転居又は転入後の住民票の写し
(申請時に提出しなかった場合)
- ・空き家の所有者が確認できる書類
(申請時に提出しなかった場合)
- ・その他市長が必要と認める書類
(振込口座届出書等)

○助成金額確定通知書を送付します。

○振込口座届出書に記載された口座に振り込みます。

※実績報告の提出日から概ね1月後

4 改修の対象工事と対象外工事の例

① 対象となる工事

区分	NO.	改修工事の内容
対象工事	全般	1 既存の住宅の増築、改築、減築工事（建築確認済証の写し及び添付図面が必要）
	外装関係	2 屋根の葺き替え、塗装、防水工事（屋根の軽量化工事、補強工事及び断熱工事を含む）
		3 屋上等の防水工事
		4 外壁の張替え、塗装工事（壁の補強工事及び断熱工事を含む）
		5 雨どい等の取替えや修理
		6 窓ガラス、サッシの修繕、入れ替え工事
		7 雨戸の設置工事、網戸の修繕、入れ替え工事
		8 土台・基礎の補修工事
		内装関係
	10 間仕切壁の新設工事	
	11 ふすま紙、障子紙の入替え、張替え、畳の取替え（表替え、裏返しを含む）	
	12 床材、内壁材、天井材の張替えや塗装等の内装工事（床上げ等の造作、フローリング張り、クッションフロア又はカーペットの敷き込み及び床暖房の設置、内装工事と併せて行うブラインドの取替えや新設は対象）	
	13 造り付け収納家具工事（造作工事が伴うものに限る）	
	設備関係	14 浴室、台所（システムキッチンを含む）、洗面室、トイレのリフォーム工事（ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外）
		15 設備工事（給排水衛生、換気、ガス、電気）リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設に関するもの
		16 給湯器（ボイラー）の設置・交換工事
		17 建具、開口部の取替えや修理、新設工事（手動・電動シャッターに係るものを含む。）
		18 オール電化住宅工事（エコキュートの設置工事部分は対象外）
	その他	19 手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張、階段の安全対策等のための工事
		20 防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）
		21 住宅の解体工事（増築・改築・減築工事その他の改修工事に伴う部分の解体は含む。解体のみは不可）

② 対象外となる工事

区分	NO	改修工事の内容
対象外工事	全般	1 店舗、工場、事務所等の改修工事
		2 公共工事施工に伴う補償費の対象となる工事
		3 設計費等の諸経費
	外構等	4 車庫、物置、倉庫等の工事
		5 門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事
		6 植樹、剪定等の植栽工事
		7 下水道接続、合併処理浄化槽工事
	設備関係	8 雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事
		9 太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事
		10 給湯器の設置工事
		11 電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事
	電気器具等	12 エアコン、照明器具等の電気電化製品、ガス、石油暖房器具等、家具の購入・設置
		13 家電製品の購入（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、照明器具等）
		14 防犯ライト・カメラの設置工事、警備会社による防犯用設備の設置工事
		15 ガスコンロ及び卓上IH機器（電磁調理器）のみの設置、入替え
		16 室内カーテン取り付け、取替え工事
		17 消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置（住宅用火災警報器、ガス漏れ警報機も対象外）
	その他	18 シロアリ駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、塗布
		19 ハウスクリーニング、排水管清掃等